

「東日本大震災復興緊急保証」にかかる認定申請について
(特例被災区域外の中小企業者用)

1. 認定基準

「(2) ①イ」

◆ 特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業況が悪化している中小企業者

最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期(平成22年1月以降)に比して売上高等が10%以上減少していること。

「(2) ②イ」

◆ 震災に起因した特定被災区域内の消費者の需要の減少、特定被災区域外の取引先事業者の事業活動の停止等、取引先からの契約解除等、又はイベント自粛によって急激に業況が悪化している中小企業者

最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期に比して15%以上減少していること。

2. 提出書類

次の書類を提出してください。

①認定申請書・・・1部

②震災による売上高等の減少事由を説明する理由書・・・1部

③事業所の所在地がわかる書類

・個人事業者・・・確定申告書の写し(2部)

・法人事業者・・・商業登記簿謄本などの写し(2部)

④売上高及び売上見込高申告書・・・2部

(該当する月ごとの試算表、帳面などの裏づけ資料も必要です。)

⑤銀行員など代理の方が来られる場合は委任状(様式任意)・・・1部

※添付書類は、お返しできませんので、ご注意ください。

3. 申請できる方

①個人事業者の場合

事業実体のある事業所の所在地が伊丹市内にあること

②法人事業者の場合

登記上の住所地が伊丹市内にあること

4. 認定書の発行

認定基準に合わない場合や書類不備等がある場合は認定できません。

5. 有効期間

認定書の有効期間は30日以内です。市が認定した日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込みを行うことが必要です。

6. 申込先・問合せ先

伊丹市商工労働課(市庁舎4階) TEL072(784)8047 FAX072(784)8048